

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

特 (略)		局 船 船	局 機 空 航	名 無線局の種類及び無線設備	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備 一（略） 二 電気的特性の点検
		基本及び予備設備	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	点検の項目	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備 一（略） 二 電気的特性の点検
(略)	(略)	(略)	(略)	備考	
特 (同上)		局 船 船	局 機 空 航	名 無線局の種類及び無線設備	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備 一（略） 二 電気的特性の点検
		(同上)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	点検の項目	別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係） 第一・第二（略） 第三 無線設備 一（略） 二 電気的特性の点検
(略)	(略)	(略)	(略)	備考	

	備	設		な	殊				
		船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置							
局 船舶地球局及び航空機地球局 放送局 アマチュア局 その他の無線局 注1、注3 (略) 三 (略) 附則 この省令は、公布の日から施行する。	四 三 二 一 識別信号 空中線電力 占有周波数帯幅 一周波数	(略)	(略)	(略)	(略)				
						(略)	(略)	(略)	(略)
						(略)	(略)	(略)	(略)
注1、注3 (略) 三 (略)	四 三 二 一 識別信号 空中線電力 占有周波数帯幅 一周波数	(略)	(略)	(略)	(略)				
						(略)	(略)	(略)	(略)
						(略)	(略)	(略)	(略)